

日経 500 種平均株価 算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経 500 種平均株価」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2021 年 10 月 1 日作成)

1：指数の概要

(1) 特徴

日経 500 種平均株価（日経 500 平均）は東京証券取引所第 1 部上場の 500 銘柄を対象に日経平均株価と同じ方式で算出する修正平均株価である。算出開始は 1972 年 1 月 4 日（指数値は 223.70）、公表開始は 1982 年 1 月 4 日。日経平均株価に対して、①対象銘柄数を 500 に拡大し、より広く市場実勢を反映させる、②対象銘柄は固定せずに毎年全面的に見直す、③業種別指数を同時に算出する、などの特徴がある。

(2) 名称

- ①正式名称：日経 500 種平均株価
略 称：日経 500 平均
英文名称：Nikkei 500 Stock Average
- ②正式名称：業種別日経平均株価
略 称：業種別日経平均
英文名称：Nikkei Stock Average by Industry

2：銘柄の管理

(1) 基本事項

- ・対象は、東京証券取引所第 1 部に上場する銘柄（親株式、内国株）。ただし、ETF、REIT、優先出資証券、子会社連動配当株式などの普通株式以外を除く。
- ・日経 500 平均は、対象銘柄を固定化せず、毎年市場で有力な銘柄を選択し直す。
- ・業種別日経平均は、日経 500 平均に採用されている 500 銘柄を、日経業種中分類（36 種）ごとに分けて算出する。

(2) 定期見直し

毎年 4 月初に、過去 3 年間の売買高、売買代金、時価総額をランキングした結果で、構成銘柄の定期見直しを実施する。選定過程において、前年の銘柄は参考にししない。

（見直し手順）

①年ごとの順位を算出

売買高（年間）、売買代金（年間）、時価総額（年末値）の 3 指標について、年別に東証 1 部上場全銘柄をランキングし、3 指標のそれぞれの順位を合計した値について再度ランキングを行ったものをその年の順位とする。

②過去 3 年分の総合順位を算出

①で算出した年ごとの順位を過去 3 年分合計し、もう一度ランキングを行ったものを総合的な評価基準とし、上位 500 銘柄を選択する。

例：2021 年 4 月の定期見直しの場合、2018 年、2019 年、2020 年の順位を合計する。

(3) 臨時入れ替え

① 対象事由

次の事由などが生じた結果、東証第1部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外する。

- ・ 整理銘柄への指定
- ・ 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- ・ 第2部への指定替え

なお、監理銘柄に指定された銘柄については指定時点では原則として除外対象とはしない。ただし、将来の上場廃止の可能性がきわめて高いと認められる場合など、当該銘柄の採用を維持する事が著しく不相当と認められるに至った場合には、後日、事前に発表したうえで除外することがある。

② 補充銘柄の選定

上記①により構成銘柄から除外される銘柄が発生した場合、定期見直し時の総合順位が高い未採用の銘柄を補充することを原則とする。

③ 入れ替え実施時期

対象事由ごとに以下のとおり入れ替えを実施することを原則とする。いずれの場合も実施日はその都度発表する。

- ・ 「整理銘柄への指定」の場合は、指定日から「5営業日後」
- ・ 監理銘柄に指定され、後日、採用を継続する事が著しく不相当と認められるに至った銘柄を除外する場合は、原則として2週間程度前に発表したうえで入れ替えを実施する。なお、当該銘柄がその後に整理銘柄指定された場合も、事前に発表した入れ替え日は変更しない。

3 : 計算方法

日経500平均は構成銘柄の株価を「株価換算係数」で調整したうえで合計し、「除数」で割って算出する。業種別日経平均も、同様の方法で算出する。

$$\text{各構成銘柄の採用株価} = \text{株価} \times \text{株価換算係数}$$
$$\text{日経500平均} = \frac{\text{構成銘柄の採用株価合計}}{\text{除数}}$$

(1) 株価

日経500平均の算出に用いられる各構成銘柄の株価は、以下の優先順で採用する。

- ① 特別気配または連続約定気配
- ② 現在値

③ 基準価格

株価の採用方法は、基本的に日経平均と同じである。終値算出の場合、構成銘柄の日中の最後の取引の値段が終値になり、これを採用する。もし日中に取引があっても、特別気配（または連続約定気配）で取引を終えていれば、終値ではなく最終特別気配（または最終連続約定気配）が使われる。詳細は、日経平均株価算出要領を参照のこと。

（２） 株価換算係数

株価換算係数は、日経 500 平均の算出に用いる採用株価の水準を調整する数で、以下の通り設定・変更する。

① 株価換算係数の設定

日経 500 平均に新規採用する銘柄の株価換算係数は、原則として 1 を設定する。ただし、持ち株会社など新規上場が予定される銘柄を除外銘柄に代えて採用する場合には、移転比率等を勘案し 1 以外の値を設定することがある。

② 株価換算係数の変更

以下の場合には、株価換算係数を変更する。

・ 構成銘柄に大幅な株式分割、株式併合がある場合

対象銘柄の株価換算係数を変更することで、指数算出に用いる採用株価の水準が株式分割や株式併合の前後で変わらないように、その比率に応じて株価換算係数を調整する。ただし、株価換算係数の小数点以下桁数は 1 桁であるため、分割・併合の比率によっては端数が生じる可能性がある。こうした場合、分割・併合の前後で採用株価に差分が生じるため、この差分は除数で調整する。また、大幅な併合に対する調整の結果、株価換算係数が 0.1 未満になる場合には、最小値として 0.1 を設定する。この場合にも、併合の前後で採用株価に差分が生じるため、同様に除数で調整する。

なお、2001 年 10 月の額面制度廃止までは、構成銘柄の株価を標準的な額面である 50 円の水準に調整していた。額面制度廃止以降は、廃止された額面制度を模したみなし額面を設定し、旧制度と同じく 50 円額面の水準にあわせて調整していた。株価換算係数の導入時（2021 年 10 月 1 日）は、その時点の構成銘柄に対して設定されていたみなし額面を基準に、調整後の株価が原則として同じ値となるように設定した。

（３） 除数

日経 500 平均は、日経平均同様、銘柄の入れ替えや株式分割、株式併合など市況変動によらない不連続に対応するため、除数を修正することで指数としての連続性を維持する。除数の概念および除数修正の詳細については、日経平均株価算出要領を参照のこと。

(除数修正のポイント)

- ① 通常は構成銘柄の株価合計を除数で割って日経 500 平均を算出するが、特別な事象が発生した場合には、その都度分母の「除数」を修正することで連続性を維持する。
- ② 「除数」の調整（修正）を必要とする事象は以下の場合。
 - i) 構成銘柄の入れ替え
 - ii) 構成銘柄に市況変動によらない価格変動が生じる場合（株式分割や株式併合、有償増資など）ただし、ii は、上記 3（2）②「株価換算係数の変更」のとおり、大幅な株式分割や株式併合などに対しては、当該「株価換算係数」を変更することで対応する場合があります、このうち分割・併合の前後で採用株価に差分が生じない場合には除数の修正を必要としない。
- ③ 除数の修正方法は次のとおり

$$\text{翌日の除数} = \text{当日の除数} \times \frac{\text{翌日構成銘柄の翌日用基準価格合計}}{\text{当日構成銘柄の当日終値採用価格合計}}$$

注) 価格は、株価換算係数による換算済みの価格。翌日とは、次の証券営業日。

当日終値採用価格：当日の日経 500 平均の終値を算出するのに使用した価格

翌日用基準価格：

- i) 継続採用銘柄で、かつ市況の変動に寄らない価格変動がない銘柄については、当日終値採用価格
 - ii) 継続採用銘柄で、かつ市況の変動に寄らない価格変動が生じる銘柄については、権利落ち理論値（ただし配当落ちは含まない）を翌日の株価換算係数で調整した値
なお、これに該当する銘柄のうち、大幅な株式分割や株式併合などに対して、その比率に応じて「株価換算係数変更」を調整する銘柄は原則として当日終値採用価格と同じとなる。ただし、株価換算係数の調整で端数が生じる場合は当日終値採用価格と差分が生じる。
 - iii) 翌日から新規採用される銘柄については、当該銘柄が当日から採用されていたと仮定した場合に、i) または ii) で決定される価格
- ④ 除数の修正は、算出結果を小数点以下 4 位で四捨五入し、小数点以下 3 位までとする。

(4) その他

- ① 算出日と算出時間帯：東京証券取引所の現物株式売買日の同取引時間帯
- ② 算出間隔：1 分間隔。日々の始値は午前 9 時 01 分。
- ③ 指数値は、小数点以下 3 位（厘単位）を四捨五入し、小数点以下 2 桁（銭単位）まで。
- ④ リアルタイム算出を開始した 1985 年 10 月 1 日以降は、始値、高値、安値、終値の四本値がある。それ以前は終値のみ。

4：その他

(1) 利用許諾

「日経 500 種平均株価」は日経の知的財産であり、同指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は日経が有している。このため、「日経 500 種平均株価」の一部または全部を利用した先物・オプションなどの金融派生商品の提供、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供など、「日経 500 種平均株価」の一部または全部を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要となる。

(2) 免責

「日経 500 種平均株価」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。

「日経 500 種平均株価」の算出において、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期又は中止することがある。また、日経は、「日経 500 種平均株価」がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、「日経 500 種平均株価」等の算出において、数値に誤謬が発生しても、日経は一切その責任を負わない。

資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

(3) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室

電話：03-6256-7341、メール：index@nex.nikkei.co.jp